

## オーストラリアにおけるいじめの実態とその対策について

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所

文責：迫田明巳所長補佐

### 1. はじめに

日本では、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」が2013年9月に施行され、同法を受けて、2013年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」が策定された。同法や同方針では、地方自治体がいじめ防止基本方針を策定することが望ましいとされ、地方自治体や学校レベルでいじめ防止の基本方針を定める取り組みも進みつつある。ここでは、オーストラリアにおけるいじめの実態とその対策について紹介し、日本におけるいじめ対策の参考に資することとしたい。

### 2. オーストラリアにおけるいじめの防止に向けた取り組み

オーストラリアにおいては、日本のように「いじめ」に特化した連邦レベル<sup>1</sup>での「法」の整備は見られないが、関連法規としては以下の連邦法が挙げられる。

- ・ 1975 年人種差別禁止法
- ・ 1984 年性差別禁止法
- ・ 1986 年人権及び機会均等法
- ・ 1992 年障がい者差別禁止法
- ・ 1995 年人種憎悪禁止法

いじめ対策の政策としては、2003年7月に教育雇用訓練青少年問題担当大臣審議会 (Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs) にて承認された「学校の安全のための全国的枠組み (National Safe Schools Framework)」がある。これは、連邦政府、州政府、私立学校、その他関係機関が学校の安全のために連携・協力をすることを定めたものであり、その目的の1つが「いじめ、嫌がらせや暴力が最小化され安全で支えあう学校を構築する上で、全ての学校コミュニティを支援すること」とされた。その後、2010年12月に改定され、その中では「いじめ (Bullying)」という言葉が定義されている (定義については後述する)。

また、各州及び準州で政策が策定されており、オーストラリア最大の都市シドニーがあるNSW州では2005年1月にいじめ対策計画指針 (Anti-bullying Plan for Schools (2005)) が策定され、全ての公立学校に対していじめ対策計画 (Anti-bullying Plan) の策定及び実施を求めた。2007年12月には、その「いじめ対策計画指針」は廃止、新たに「学校での生徒等のいじめの防止と対応方針 (Bullying: Preventing and Responding to Student Bullying in Schools Policy)」が2011年3月に施行され、州のいじめ対策の根幹を成す政策となっている。この政策は、州の全ての公立学校及び就学前教育機関 (日本でいう幼

<sup>1</sup> オーストラリアの行政機構は、連邦 (国)、州、地方自治体の3層から成る。

稚園)に適用され、学校に対していじめ対策計画の策定及び実施を求めるほか、学校教育に関係する者の責任などを定めている。(以下、一部抜粋)

(a) 校長

- ・計画の策定、周知、実行、評価、見直し等。

(b) 教諭

- ・いじめや、いじめが及ぼす個人や地域への影響の理解を促進するためのカリキュラムや教育法を行うこと。

(c) 児童・生徒 (以下、生徒等という)

- ・責任あるデジタル市民<sup>2</sup>として行動すること。

(d) 保護者

- ・学校と協力していじめの解決に取り組むこと。
- ・オンライン上において責任ある行動をとれるように子どもをサポートすること。

(e) 地域住民

- ・いじめ対策計画への協力。
- ・いじめが起きたときに、その解決のために学校と協力すること。

また、各学校のいじめ対策計画は地域住民に広く周知するために、学校のホームページにて公表されなければならないとされている。

なお、教諭、生徒等、保護者、地域住民などとの協議の上で策定されることが推奨されている(義務ではない)。地方自治体(日本では市町村にあたる)には、基本的に教育に関する権限が付与されていないことから(教育に関することは州の権限となる)、特段の関与や責任はない。

### 3. 教育課程の位置づけや内容

学校では、シチズンシップ教育(Civics and Citizenship)の科目にて、ルールの必要性や民主主義、集団や他人との関わりや自我の形成、そのようなものを通じた問題解決の手法等について学習する。これは、Year 3 から Year10 (8~15歳)の生徒等が対象で、学習時間は年間18~20時間(週30分)程度となっている。Year 3 から Year 5 (8~10歳)の内容は、より「道徳」的な要素が強く、Year 6 (11歳)からは「社会」的な要素が強くなる。

また、「健康と身体の教育(Health and Physical Education)」の科目においては、「人間関係及び性(Relationships and sexuality)」の観点から、いじめ・いやがらせ、差別、暴力について学習する。これは、Year 3 から Year10 (8~15歳)の生徒等が対象となっている。「安全(Safety)」の観点からは、情報通信技術やオンラインサービスの使用、ネットいじめへの対処について学習する。これは、Kindergarten~Year12 (5~17歳)までが

---

<sup>2</sup> 「デジタル市民(Digital Citizen)」とは、社会や政治等と関わるために、情報通信技術を活用する者のことを指し、NSW州では、後述するデジタルシチズンシップ教育を通じて、生徒等がインターネット上で責任ある行動をとり、危険を回避できるような教育プログラムを行っている。

対象となっている。「健康と身体の教育」は、年間 70～80 時間（週 2 時間）程度となっているが、上述した「いじめ」に関する分野は、科目の一つの分野に過ぎず、体育などの授業時間も含まれている。

なお、オーストラリアの教育カリキュラムは州によって異なるが、2008 年の全豪教育担当大臣会合によるメルボルン宣言などを契機に、全国統一カリキュラムの策定及び施行が進んでいる。上述の二つの科目は、この全国統一カリキュラムの授業科目であり、内容は現段階で示されているカリキュラム案である（2014 年 6 月現在、両科目ともに最終案が未承認の段階）。

#### 4. いじめの定義とその実態

##### (1) いじめの定義

いじめ (Bullying) の定義は、既述の「学校の安全のための全国的枠組み」でされており、「個人又は集団によって、ひとり又は複数の人に対して繰り返して行なわれる、言語的、肉体的、社会的、心理的な行動で、相手の健康に害を与えるものや力の悪用を伴うもの」をいう。

また、ネットいじめ (Cyberbullying) とは、情報通信技術を通じてのいじめを指す。明確に定義されているわけではないが、NSW 州では以下のようなものをネットいじめの形態として挙げている。

- ・ Flaming (炎上) …激しいやりとり。
- ・ Harassing and threatening message (いやがらせや脅迫のメッセージ)
- ・ Denigration (誹謗中傷) …不快なメッセージ、写真の送信やいたずら電話。
- ・ Impersonation (なりすまし) …他人のスクリーンネームやパスワードを使いメッセージを送るなど。
- ・ Outing or trickery (暴露又は謀略) …個人情報や個人のメッセージ、写真などを第三者にばらまく。
- ・ 「やらせ」写真や動画の投稿
- ・ Ostracism (仲間外れ) …意図的にオンラインのグループから除外する。
- ・ Sexting (セクスティング) …性的な写真や動画などを第三者に送る。

##### (2) いじめの実態

「学校の安全のための全国的枠組み」においては、政策決定や政策のプログラムの効果測定のためにデータの収集が重要であるとしているが、各学校で発生したいじめの件数などを行政機関がまとめ、公表しているようなものは見られない。

現在、一般的にオーストラリアで用いられているいじめの実態に関するデータとしては、連邦政府の教育・雇用・労働環境省の委託事業として Edith Cowan 大学の Child Health Promotion Research Centre が実施し、2009 年 5 月に発表した「オーストラリアの隠れたいじめに関する実態調査 (Australian Covert Bullying Prevalence Study)<sup>3</sup>」がある。

<sup>3</sup> <http://www.education.gov.au/bullying-research-projects>

- ・調査の概要

2007年の最終学期に、オーストラリア全土の公立及び私立の小中学校から無作為に抽出された229校に対して調査を実施。106校（小学校55校、中学校51校）の7,418名（Year 4～9：9～14歳）、456名の教師及び学校職員が回答。

- ・調査上の定義

- (a) いじめ…起こっていることを自ら止めるのが難しい人に対して繰り返し行われる行為。
- (b) いじめられること…当該学期中に1～2週間に1度かそれ以上の頻度で、他の生徒等や集団から繰り返し「いじめ」を受けること。
- (c) 他人をいじめること…当該学期中に1～2週間に1度かそれ以上の頻度で、他の生徒等や集団を繰り返し「いじめ」ること。
- (d) 隠れていじめられること…当該学期中に1～2週間に1度かそれ以上の頻度で、他人には分からない方法で、他の生徒等や集団から繰り返し「いじめ」を受けること。
- (e) 隠れていじめること…当該学期中に1～2週間に1度かそれ以上の頻度で、他人には分からない方法で、他の生徒等や集団を繰り返し「いじめ」ること。
- (f) サイバーいじめを受けること…当該学期中に1～2週間に1度かそれ以上の頻度で、以下の調査結果の「隠れたいじめの発生態様」で※を付したような行為をされること。
- (g) サイバーいじめをすること…当該学期中に1～2週間に1度かそれ以上の頻度で、以下の調査結果の「隠れたいじめの発生態様」で※を付したような行為を犯すこと。

- ・調査結果

- (a) いじめ発生件数

	いじめられた	いじめた
Year 4（9歳）	27.4%	2.9%
Year 5（10歳）	32.2%	11.1%
Year 6（11歳）	24.6%	7.9%
Year 7（12歳）	23.9%	7.9%
Year 8（13歳）	29.1%	10.8%
Year 9（14歳）	23.6%	11.0%
Total	26.7%	8.8%
男子	27.2%	10.9%
女子	26.2%	7.2%
公立校	27.7%	8.0%
私立校	24.6%	10.5%
都市部	25.9%	8.6%
非都市部	29.2%	9.6%

表1 いじめ全般の発生件数

	いじめられた	いじめた
Year 4 (9歳)	18.5%	1.4%
Year 5 (10歳)	19.5%	6.5%
Year 6 (11歳)	17.5%	5.3%
Year 7 (12歳)	14.7%	4.2%
Year 8 (13歳)	18.2%	5.2%
Year 9 (14歳)	11.5%	4.7%
Total	16.4%	4.6%
男子	14.7%	5.4%
女子	17.7%	4.0%
公立校	17.4%	4.2%
私立校	14.4%	5.5%
都市部	16.1%	4.5%
非都市部	17.4%	4.8%

表2 隠れたいじめの発生件数

	いじめられた	いじめた
Year 4 (9歳)	4.9%	1.2%
Year 5 (10歳)	5.7%	1.9%
Year 6 (11歳)	5.8%	2.2%
Year 7 (12歳)	7.1%	4.0%
Year 8 (13歳)	7.7%	4.8%
Year 9 (14歳)	7.8%	5.6%
Total	6.6%	3.5%
男子	5.2%	3.8%
女子	7.7%	3.3%
公立校	5.7%	2.0%
私立校	8.4%	6.4%
都市部	6.4%	3.2%
非都市部	7.3%	4.4%

表3 サイバーいじめの発生件数

## (b) いじめの発生態様

	意地悪なからかいを受ける	59.8%
	身体的な攻撃を受ける	24.3%
	うそをつかれる	40.6%
	噂を広められる	37.9%
	秘密をばらされる	36.5%
	意図的に無視される	35.2%
	傷つけるために故意に話さないようにされる	30.3%
	意図的に友情を引き裂かれる	26.8%
	傷つけられるのではないかと不安にさせられる	26.5%
	集団にいじめられる	24.6%
	怖がらせられる	22.7%
	言うことを聞かないと嫌いになると言われる	18.4%
	学校内で意地悪なことを書かれる、回される	12.7%
※	チャットで意地悪なメッセージを送られる	13.5%
※	ネットで無視される、仲間はずれにされる	11.2%
※	携帯電話に意地悪なメッセージを送られる、いたずら電話をされる	8.8%
※	脅迫メールを送られる	8.5%
※	ハンドルネームやパスワードを使用される	6.4%
※	卑劣又は意地悪なメッセージや写真をネットに投稿される	6.4%
※	自分の個人的なメールやメッセージ、写真、動画などを他人に送られる	3.5%
※	卑劣又は意地悪なメッセージや写真を他人の携帯電話に送られる	2.8%
	その他	20.0%

表4 隠れたいじめの発生態様 (Year 4～9)

	件数	%
意地の悪いからかい	295	65%
意図的に無視や仲間はずれにする	228	50%
他の生徒等がその子どものことを嫌いになるように、陰でうそをつく	155	35%
他の生徒等から肉体的に傷つけられる	145	32%
他の生徒等から怖がらせる又は脅される	140	31%
話しかけないようにして意図的に他の生徒等を傷つけようとする	138	31%
傷つく噂を陰で広められる	139	31%
傷つけられるのではないかと不安にされる	116	26%
集団となってひとりの生徒等をいじめようと決める	115	25%
傷つけるために陰で噂を他人にばらされる	107	24%
言うことを聞かないと嫌いになると言われる	102	23%
意図的に友情を引き裂かれる	87	19%
携帯電話に意地悪なメッセージを送られる、いたずら電話をされる	52	12%
インターネットで意地悪なメッセージを送られる	51	11%
意地悪なことを書かれる、回される	44	10%
脅迫メールを送られる	42	9%
ネット上で意図的に仲間はずれにされる	17	4%
卑劣又は意地悪なメッセージや写真をネットに投稿される (My Space, Bebo, Facebook など)	16	4%
傷つけようとして、他人のハンドルネームやパスワードを使用し、他人になりすます	16	4%
自分の個人的なメールやメッセージ、写真、動画などを許可なく他人に送られる	12	3%

表5 教師及び学校職員が最低数週間以内に目撃又は報告を受けたいじめの態様

## (c) いじめの発見のきっかけ

発見のきっかけを統計的に整理した資料は見当たらないが、以下の調査結果が参考になり得る。

助けを求めない	72.2%
保護者	39.9%
同じ学校の友達	75.4%
違う学校の友達	74.4%
先生、学校職員	72.3%
保護者以外の家族	43.9%
子どもヘルプライン	68.6%
ホームページ	25.0%
その他	50.2%

表6 隠れたいじめを受けたときにどこに助けを求めるか

大人にいじめを相談した後になくなったかという質問に対しては、「いじめを受けていない、相談していない」(27.4%)、「状況が改善した」(27.8%)、「状況は変わらない、又は悪化した」(44.8%)となっている。

	Yes	No
何もしなかった	39.6%	60.4%
自分の両親に話した	39.0%	61.0%
学校にいる大人に話した	29.0%	71.0%
他の生徒等に話した	65.7%	34.3%
いじめられている人をそのときに助けた	42.4%	57.6%
いじめられている人を後で助けた	37.4%	62.6%
無視した	28.7%	71.3%
それについて冗談を言った	7.3%	92.7%
いじめに加わった	3.2%	96.8%
いじめを止められる人を連れてきた	39.7%	60.3%
いじめている人にやめるよう言った	53.4%	46.6%
いじめている人を攻撃する方法を後で見つけた	8.8%	91.2%
その他	12.6%	87.4%

表7 他の人がいじめられているときにどういう行動を取ったか (Year 4～9)

## 5. いじめの未然防止

### (1) 教育省及び学校の指導体制

NSW 州では、州の教育省において前述の「学校での生徒等のいじめの防止と対応方針」を策定しているほか、各学校がいじめ対策計画を策定するにあたってのガイドラインや参考となる様式を整備するなどして学校がいじめ対策をサポートしている（ガイドライン及び様式を遵守する義務はない）。

各学校は計画を策定、見直し、実施、評価した際には、州の地域学校教育部長（School Education Director）に報告しなければならないことになっている。学校によっては、管理職や担当教諭、スクールカウンセラーなどで構成される対策チームを設ける場合もある。

### (2) いじめ防止のためのプログラム

#### (a) Bullying. No Way! <sup>4</sup>

2002 年 7 月に開始されたいじめ対策のウェブサイトで、連邦政府、各州政府、私立学校等の教育機関の代表者で構成される Safe and Supportive School Communities によって運営されている。ウェブサイト内には、教師、保護者、子ども向けのページがそれぞれあり、いじめ防止の啓発やいじめ対策の教材、いじめられた際やいじめを見た際の行動やヘルプラインなどが紹介されている。

また、子ども向けには、ウェブサイトだけでなく、スマートフォン用のアプリなども用意されている。



図1 Bullying. No Way!のウェブサイト

#### (b) 「反いじめ・暴力ナショナルデー」の開催<sup>5</sup>

2011 年に「反いじめ・暴力ナショナルデー（National Day of Action Against Bullying and Violence）」のイベントが初めて開催され、2014 年 3 月で 4 回目を迎えた（年 1 回開催）。2014 年には全オーストラリアで 2,100 校、960,000 人の生徒等が参加した。これは、以下の内容を提供する機会となっている。

・「学校」にとっては、いかなる場合でも、学校がいじめや暴力はいかないというメッセージを地域コミュニティに伝える機会となる。



図2 「反いじめ・暴力ナショナルデー」の facebook

<sup>4</sup> <http://bullyingnoway.gov.au/>

<sup>5</sup> <http://bullyingnoway.gov.au/national-day/index.html>



- ・「生徒等」にとっては、自分たちのいじめ防止の取り組みを実践、PRする機会となる。
- ・「先生」にとっては、様々ないじめ防止プログラムを学ぶ機会となる。

具体的には、各学校で以下のような取り組みが見られるなど、「いじめ撲滅」の契機にする狙いが強いイベントで、各学校の活動は「Bullying. No Way!」のホームページやイベント専用の facebook 等で公開される。

- ・いじめ防止のメッセージを「人文字」で作成。
- ・生徒等による絵やポスターの作成。
- ・生徒等を含めた学校・地域関係者によるポスターを掲げての地域の行進。
- ・グッズ（Tシャツ、リストバンドなど）の作成と着用。



図3 「反いじめ・暴力ナショナルデー」の取り組み<sup>6</sup>

また、このイベントに併せて、「学校の安全のための全国的枠組み」や「全国統一カリキュラム」の主要概念に沿ったいじめ対策のための授業プランが作成され、ウェブサイトなどを通じて各学校の先生も入手が可能である。

2013年のアンケートでは、回答した学校（281校）のうち、「地域との関わりを強めることや、学校のいじめ防止メッセージのPRに大きく貢献した」（99%）、「学校でのいじめを減らすのに重要であった」（98%）、「安全に活動できるバイスタンダーのPRに効果的であった」（98%）、「安全に活動できるバイスタンダーの役割のための教育に効果的であった」（97%）という回答が得られている。

<sup>6</sup> [写真] <http://news.bullyingnoway.gov.au/Pages/gallery.aspx>

### (c) プロスポーツチームとの連携<sup>7</sup>

オーストラリアのプロラグビーリーグ (NRL) が行ういじめ防止プログラム「Tackle Bullying」は、NRL が地域貢献のために行う One Community Program 中の1つのプログラムで、2013年から始まった。

NRL 選手によるメッセージ DVD を中心に行われるが、往年のスター選手や各チームから1名ずつ選ばれた「大使」が学校を訪問することもある。2014年には、899校の約30万人の生徒等に対して訪問が行われた。このプログラムを参考にしたいじめ対策プログラムはアメリカでも行われているという。

政府機関としては、連邦政府首相内閣省及びNSW州保健省が One Community Program の支援をしている。



図4 Tackle Bullyingの様子  
[写真]

[http://www.rloc.com.au/health-and-education/tackle\\_bullying.html](http://www.rloc.com.au/health-and-education/tackle_bullying.html)

### (3) 市民性の育成という観点から

オーストラリアにおいては、1999年に「デモクラシーの発見」と称されるシチズンシップ教育がはじまり、民主主義の原理や憲法、各段階の政府の役割などを学ぶ科目とされた。現在では、前述のとおり全国統一カリキュラムの中で、シチズンシップ教育 (Civics and Citizenship)」の科目が設けられる見込みとなっている。

### (4) 教員の対応能力向上に向けた取り組み

上述の「反いじめ・暴力ナショナルデー」の一環として、いじめ対策の授業プランが作成、ウェブサイトで公表され、教師が授業で使用可能となっている。また、「学校の安全のための全国的枠組み」のウェブサイトにおいても、いじめ対策の教材等が公表されている。「Bullying. No Way!」のウェブサイトには、教師向けの教材リンク集があり、上述の教材等を含めて閲覧及びダウンロードが可能となっている。

また、NSW州の教育省では現役教諭向けのスクールカウンセラーコースを設置しており、フルタイム (1年) 又はパートタイム (遠隔教育、2年) での受講が可能となっている。

### (5) 保護者、地域住民の参画

前述のとおり「学校での生徒等のいじめの防止と対応方針」において、保護者及び地域住民の責任が規定されているほか、各学校のいじめ対策計画の策定にあたっては、保護者及び地域住民などとの協議の上で策定されることが推奨されている。

<sup>7</sup> [http://www.rloc.com.au/health-and-education/tackle\\_bullying.html](http://www.rloc.com.au/health-and-education/tackle_bullying.html)

また、「Bullying. No Way!」や「学校の安全のための全国的枠組み」のウェブサイトの保護者向けのページにおいては、自分の子どもがいじめている又はいじめられている場合の兆候や、その際の行動のアドバイス、いじめを防ぐための子どもとの関わり方などについて紹介されている。

地域住民については、上述の「反いじめ・暴力ナショナルデー」の際に地域の学校の取り組みに協力することや、グループなどで反いじめのイベントを開催することなどが期待されている。



図5 「反いじめ・暴力ナショナルデー」での行進の様子

[写真]

<http://news.bullyingnoway.gov.au/Pages/gallery.aspx>

## 6. 早期発見、早期対応の取り組み

### (1) 相談窓口の設置

#### (a) 各学校の相談窓口

学校によって異なるが、いじめ報告フォームや無記名での校長へのメールシステムなどで早期発見に取り組む事例や、いじめによる自殺を未然に防ぐために子どもの不安度を調査したりする事例も見られる。

また、全ての公立学校にはスクールカウンセラーが配置され（全ての学校で常勤とはなっていない）、子どものケアやいじめ対策チームに参加している。

#### (b) 外部の相談窓口

##### ・Kids Helpline<sup>8</sup>

週7日24時間提供される相談窓口で、5～25歳の青少年が対象。電話、チャット、メールのサービスがあり、通話料及び使用料等は無料となっている。NPO法人のBoysTomによって運営されており、年間約12万件の利用がある。

##### ・Parent Line<sup>9</sup>

保護者向けの相談窓口（いじめだけでなく、子育てや家族関係の相談も受け付ける）で、州によって電話番号やサービスの提供時間も異なるが、週7日24時間受け付けている州もある（週に2日、時間限定でウェブ相談も行っている）。この相談窓口もKids Helpline同様にBoysTomによって運営されており、週に270件程度の電話がある。

これらの相談窓口は、「Bullying. No Way!」などのいじめ対策のウェブサイトなどでも紹介されている。

<sup>8</sup> <http://www.kidshelp.com.au/>

<sup>9</sup> <http://www.parentline.com.au/>

## (2) 被害者及び加害者への対応

被害者への対応としては、教職員、学校のいじめ対策チーム、スクールカウンセラーによる対応や保護者との連携のほか、クラス替えなどの対応が取られる。また、加害者に対しては、被害者の支援と同様の対応に加え、NSW 州教育省が定めた手順に従って短期（4日以内）又は長期（20日以内）の停学、退学の処分がとられる場合もある。

## (3) 警察との連携

NSW 州警察には、学校の安全を保つために青少年担当警察官（Youth Liaison Officer、州を70地区に分けて各地区に1名ずつ配置）及び学校担当警察官（School Liaison Police、中学校・高校のみを担当する）がおり、各学校のいじめ対策計画にはその連絡先を記載しなければならないとされているほか、いじめがあった際の報告についての連携などが計画に記載されている事例が多く見受けられる。

## 7. サイバーいじめへの取り組み

### (1) サイバーいじめ（Cyber Bullying）の現状

サイバーいじめの実態については、表3に示したとおりであるが、2013年に Australian Communications and Media Authority が発表した「Link, Post, Share: Young Australians' experience of Social media」によれば、以下のような調査結果もある<sup>10</sup>。

	はい	いいえ	わからない・どちらとも言えない
8-9歳	4%	96%	1%
10-11歳	10%	89%	1%
12-13歳	17%	80%	3%
14-15歳	21%	77%	3%
16-17歳	16%	81%	3%

表8 サイバーいじめを受けたことがある

	はい	いいえ	わからない・どちらとも言えない
8-9歳	1%	99%	0%
10-11歳	4%	95%	2%
12-13歳	5%	90%	5%
14-15歳	12%	84%	4%
16-17歳	8%	89%	3%

表9 サイバーいじめをしたことがある

<sup>10</sup> 2012年6月に8歳～17歳までの1,511名の子どもについて調査

- ・インターネットの利用について

過去4週間にインターネットを利用した8～11歳の子どもは95%、16～17歳の子どもは100%となっている。

- ・SNS (Social Network Service) の利用について

毎日パソコンでSNSを利用する子どもは、12～13歳で23%、14～15歳で49%、16～17歳で51%となっている。

	インターネットはとても重要又は重要である	
	2009年 <sup>11</sup>	2012年
8-9歳	25%	49%
10-11歳	31%	63%
12-13歳	45%	67%
14-15歳	68%	80%
16-17歳	71%	84%

表10 インターネットの重要性について

## (2) サイバーいじめへの対策

サイバーいじめへの対策としては、一般的ないじめの対策のほかに、「デジタルシチズンシップ教育」や、「Cybermart」というウェブサイトなどによるネットいじめ防止に向けた教育や啓発活動を行っている。

- ・デジタルシチズンシップ教育<sup>12</sup>

NSW州教育省によって2010年に導入されたもので、インターネット等を安全に使う方法やその責任、マナー、コミュニケーションの方法などを学ぶもの。専用のウェブサイト上では、子ども向けや保護者向けの様々なプログラムが展開されている。

- ・Cybermart<sup>13</sup>

子どもや保護者向けに安全にオンライン環境を利用するための情報やプログラムを提供するほか、学校向けにはウェブサイト上で教材の提供などを行っている。連邦政府のネット安全に向けた取り組みの一環として提供されているものである。

## 8. さいごに

ここでは、オーストラリア（とくにNSW州を中心に）におけるいじめの実態やその防止に向けた特徴的な取り組みを紹介してきた。今後、地方自治体や学校等が策定するいじめ防止の基本方針や具体的な取り組みを考える際に参考にいただければ幸いである。

<sup>11</sup> 2009年の調査は同機関が行った「Click and Connect: Young Australian's use of online social media」の結果。

<sup>12</sup> <http://www.digitalcitizenship.nsw.edu.au/>

<sup>13</sup> <http://www.cybersmart.gov.au/>